

～マイナンバーカード・住基カードを使って転出する方へ～

●転出届・転入届の特例●

マイナンバーカード（個人番号カード）または住民基本台帳カード（以下住基カード）の交付を受けている方が転出される場合、転出証明書の情報が新住所地の市区町村で取得できるため、転出証明書は交付されません。転入の手続きの際は、異動される方のマイナンバーカードまたは住基カードが必要です。忘れずにお持ちください。

□新住所地に住み始めてから14日以内に、新住所地の市区町村で転入届をしてください。
※転出異動日（ 月 日）から60日を過ぎると、坂井市役所で再度転出の手続きが必要となりますのでご注意ください。

□新住所地での転入届について

☆転入届には異動される方のマイナンバーカードまたは住基カードが必要です。

【届出できる方】

□マイナンバーカードまたは住基カードを保有している本人または同時に転出した同一世帯員等

【届出方法について】

□本人または同時に転出した同一世帯員が転入手続きをする場合、マイナンバーカードまたは住基カードを提示し、カードの暗証番号を入力する必要があります。それ以外の方が転入手続きをする場合、本人からの委任状、照会による回答書等が必要となる場合がありますので、事前に転入地の市区町村にご確認の上、転入の手続きをしてください。

●カードの継続利用●

転出地の市区町村で利用していたマイナンバーカードまたは住基カードは転入地の市区町村で引き続き利用する（以下、継続利用）という手続きをしなければご利用になれません。この継続利用の手続きには、保有するカードの提出と暗証番号の入力が必要です。

□以下の①～③の一つでも該当する場合、転入地の市区町村で継続利用することができなくなりますのでご注意ください。

①住み始めてから14日を経過して転入届をした場合

②転出日から30日を経過した場合

③転入届をした日から90日を経過した場合

□マイナンバーカードの署名用電子証明書または住基カードの電子証明書（e-Taxなどの電子申請で使用）は、住所変更により失効します。引き続き利用するためには、転入先で申請手続きが必要です（本人でなければ即日手続きできません）。

□利用者証明用電子証明書（コンビニ交付サービス等で使用）は、継続利用することで引き続きご利用可能です。

□坂井市役所で設定した多目的利用サービスは、利用できなくなります。

福井県坂井市役所

本庁 生活環境部市民生活課 0776-50-3030

三国支所 丸岡支所 春江支所